規則

埼玉県屋: 外広告物条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十号

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県屋外広告物条例施行規則 (昭和五十年埼玉県規則第五十三号) \mathcal{O} _ 部を次

のように改正する。

第十四条の三第一 項 中 「書面」 の 下 に 「及び次項第一号に規定する書類」 を加え、

同条第三項を削る。

第十四条の六第二項を次のように改める。

2 する書面並びに次項第三号及び第四号(第十四条の三第二項第一 条例第二十三条の 五第三項に お ٧١ て準用する条例第二十三条の二第二項に 号の書類に限る。) 規定

に規定する書類の様式は、 様式第十二号の二のとおりとする。

第十四条の六第三項第四号 中「又は」を「 及び」 に改める。

様式第十二号及び様式第十二号の二を次のように改める。

埼玉県知事

(宛先)

(第一面)	収入証	E紙	
	貼付机	欄	
	年	月	F
住所			
氏名			
∫法人に	あつては主たる事	事務所の所在	Ē
地、商	号又は名称及び代	表者の氏名	

)

屋外広告業登録申請書

担当者名(

電話番号(

屋外広告業の登録を受けたいので、埼玉県屋外広告物条例第23条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

	站 11	※登録番号	埼広 () 第 号
登録の種類	新規更新	※登録年月日	年 月 日
	文 利	※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
フリ 氏 名 及び生年月日	3		
法人にあつては 又は名称、代表 氏名及び生年月	者の	生年月日 法人・個人の別	年 月 日 1 法人 2 個人
住 所	`	郵便番号(—)
法人にあつてはまる事務所の所在は		電話番号() –
主たる業務の内	勺容		

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄			手数料	

1 埼玉県の区域内 (指定都市及び中 核市の区域を除く。)	営業所の ァリガナ 名 称	営業所(郵便	の所を			電話番号
において営業を行 う営業所の名称及 び所在地						
2 業務主任者の氏 名、資格及び所属 する営業所の名称	所属 営業所名	業務主任者の	ァリガナ の氏名	資格名及 交付番号		摘要
3 法人である場合 の役員(業務を執 行する社員、取締	職	名		フリ 氏		^{ガナ} 名
役、執行役又はこれらに準ずる者。 以下同じ。)の職						
名及び氏名	フリガナ					
4 未成年者である 場合の法定代理人 の氏名、商号又は 名称及び住所	氏名及び 生年月日					
	法人にあつて は商号又は名 称、代表者の 氏名及び生年 月日	生年月日 法人・個人の)別	年 1 法 <i>J</i>		日 2 個人
	住所	郵便番号(_	_)	
	法人にあつて は主たる事務 所の所在地	電話番号()			

(第三面)

5 法定代理人が法	職	名	フリ 氏	# + 名
人である場合のその役員の職名及び				
氏名				
6 他の地方公共団 体における登録	登録を受けた 地方公共団体 名	登録・特例 届出の別	登 録 (届出) 年月日	登 録 (届出) 番 号
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外広 告業の事業者団体				

- 注 1 ※印のある欄には新規登録の場合、記入しないこと。
 - 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 - 3 「登録・届出の別」について記入する場合には、該当するものを○で 囲むこと。
 - 4 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して 記入すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 6 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会 修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
 - 7 「埼玉県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄に は、埼玉県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
 - 8 「※登録有効期間」、「申請者の生年月日」、「主たる業務の内容」及び「他の地方公共団体における登録」欄の全部又は一部の記入は省略することができる。

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合には その役員を含む。)は、埼玉県屋外広告物条例第23条の4第1項各号に該 当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

(宛先)

埼玉県知事

(第一面)

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

 法人にあつては主たる事務所の所在

 地、商号又は名称及び代表者の氏名

 担当者名()

 電話番号()

屋外広告業登録事項変更届出書 埼玉県屋外広告物条例第23条の5第1項の規定により、次のとおり届出を します。

登録番号	埼広	()第		号
登録年月日		年 月	日	
名称、代表者の氏名及び	生年月日 法人・個人の別	年 月 1 法人	日 2	個人
住 所 法人にあつては主たる事 務所の所在地	郵便番号 (- 電話番号 ()	-) -		
変更に係る事項	変更前	変更後		変更年月日
1 商号、ス部 ス名 (

(第二面)

5 業務主任者の氏 名及び所属する営 業所の名称		
変更理由		

- 注 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれか該当するものを○で囲むこと。
 - 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して 記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 4 「生年月日」及び「変更理由」欄の全部又は一部の記入は省略することができる。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

○ 法人にあつては主たる事務所の所在○ 地、商号又は名称及び代表者の氏名

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書 埼玉県屋外広告物条例第23条の7第1項の規定により、次のとおり届出を します。

登録番号	埼広 () 第 号
登録年月日	年 月 日
プリ 氏 名 及び生年月日	
法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所	郵便番号 (
法人にあつては主た る事務所の所在地	電話番号 () 一
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産
畑田の廷田	4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人
届出人との関係	4 清算人 5 本人

- 注 1 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との 関係」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 - 2 「生年月日」欄の記入は省略することができる。

ンチメートン」を「3.5カンチメートン」こ改める。 「顔を中心に」以、「5センチメートル」を「4.5センチメートル」以、「4セ 様式第十六号及び様式第十九号中「めハ缶」を「滔缶」に、「上半ぬや」を

様式第二十四号を次のように改める。

(第1面)

第	号		
	立入村	倹査等をする職員の携帯する身分を示す証	明書
職名			写
氏 名			真
生年月日	年	月 日生	
年	月	日交付	
年	月	日限り有効	
埼王	医県知事	印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、 有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 紙は、 この規則による改正 当分の間、 所要の調整をし 前 \mathcal{O} 埼玉 県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用 て使用することができる。

3 則様式第二十四号による身分証明書は、改正後の埼玉県屋外広告条例施行規則様この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県屋外広告物条例施行規

式第二十四号による身分証明書とみなす。